

香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

**香川県規則第7号**

香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部を改正する規則

香川県サンポート高松交流拠点施設規則（平成15年香川県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																												
<p>(利用の承認を要する施設)</p> <p>第1条の2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 情報通信交流館のうち大研修室、<u>中研修室</u>、小研修室、多目的ホール、スタジオ、スタジオサロン（専用使用により利用する場合に限る。）及びブロードバンド編集工房</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(利用の承認)</p> <p>第13条 大研修室、<u>中研修室</u>、小研修室、多目的ホール、スタジオ、スタジオサロン又はブロードバンド編集工房（以下「大研修室等」という。）に係る条例第3条前段の規定による利用の承認（以下この章において「利用承認」という。）を受けようとする者は、情報通信交流館利用申込書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>別表第1（第8条、第34条の3、第35条関係）</p> <p>1 施設の基本使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>区分</th> <th>単 位</th> <th>使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">国際会議場</td> <td rowspan="4">会議室</td> <td>午前9時から午後10時まで</td> <td style="text-align: right;"><u>110,100円</u></td> </tr> <tr> <td>午前9時から午後5時まで</td> <td style="text-align: right;"><u>77,700円</u></td> </tr> <tr> <td>午後1時から午後10時まで</td> <td style="text-align: right;"><u>88,800円</u></td> </tr> <tr> <td>午前9時から正午まで</td> <td style="text-align: right;"><u>33,300円</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設	区分	単 位	使用料の額	国際会議場	会議室	午前9時から午後10時まで	<u>110,100円</u>	午前9時から午後5時まで	<u>77,700円</u>	午後1時から午後10時まで	<u>88,800円</u>	午前9時から正午まで	<u>33,300円</u>	<p>(利用の承認を要する施設)</p> <p>第1条の2 交流拠点施設のうち条例第3条の承認（第34条の規定により指定管理者が行う場合を含む。）を受けなければならない施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 情報通信交流館のうち大研修室、小研修室、多目的ホール、スタジオ、スタジオサロン（専用使用により利用する場合に限る。）及びブロードバンド編集工房</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(利用の承認)</p> <p>第13条 大研修室、小研修室、多目的ホール、スタジオ、スタジオサロン又はブロードバンド編集工房（以下「大研修室等」という。）に係る条例第3条前段の規定による利用の承認（以下この章において「利用承認」という。）を受けようとする者は、情報通信交流館利用申込書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>別表第1（第8条、第34条の3、第35条関係）</p> <p>1 施設の基本使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>区分</th> <th>単 位</th> <th>使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">国際会議場</td> <td rowspan="4">会議室</td> <td>午前9時から午後10時まで</td> <td style="text-align: right;"><u>107,100円</u></td> </tr> <tr> <td>午前9時から午後5時まで</td> <td style="text-align: right;"><u>75,600円</u></td> </tr> <tr> <td>午後1時から午後10時まで</td> <td style="text-align: right;"><u>86,400円</u></td> </tr> <tr> <td>午前9時から正午まで</td> <td style="text-align: right;"><u>32,400円</u></td> </tr> </tbody> </table>	施設	区分	単 位	使用料の額	国際会議場	会議室	午前9時から午後10時まで	<u>107,100円</u>	午前9時から午後5時まで	<u>75,600円</u>	午後1時から午後10時まで	<u>86,400円</u>	午前9時から正午まで	<u>32,400円</u>
施設	区分	単 位	使用料の額																										
国際会議場	会議室	午前9時から午後10時まで	<u>110,100円</u>																										
		午前9時から午後5時まで	<u>77,700円</u>																										
		午後1時から午後10時まで	<u>88,800円</u>																										
		午前9時から正午まで	<u>33,300円</u>																										
施設	区分	単 位	使用料の額																										
国際会議場	会議室	午前9時から午後10時まで	<u>107,100円</u>																										
		午前9時から午後5時まで	<u>75,600円</u>																										
		午後1時から午後10時まで	<u>86,400円</u>																										
		午前9時から正午まで	<u>32,400円</u>																										

	応接室	午後1時から午後5時まで 午後6時から午後10時まで 午前9時から午後10時まで 午前9時から午後5時まで 午後1時から午後10時まで 略	<u>44,400円</u> <u>44,400円</u> <u>9,200円</u> <u>6,600円</u> <u>7,600円</u>
	第1控室又は 第2控室	午後1時から午後5時まで 午後6時から午後10時まで 午前9時から午後10時まで 略	<u>3,800円</u> <u>3,800円</u> <u>4,200円</u>
	ビジネスルーム	午前9時から午後10時まで 午前9時から午後5時まで 午後1時から午後10時まで 略	<u>6,400円</u> <u>4,700円</u> <u>5,300円</u>
展示場	全面を利用する場合	午前9時から午後10時まで 午前9時から午後5時まで 午後1時から午後10時まで 午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで 午後6時から午後10時まで	<u>97,700円</u> <u>69,100円</u> <u>78,900円</u> <u>29,600円</u> <u>39,400円</u> <u>39,400円</u>
	半面を利用する場合	午前9時から午後10時まで 午前9時から午後5時まで 午後1時から午後10時まで 午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで 午後6時から午後10時まで	<u>48,850円</u> <u>34,550円</u> <u>39,450円</u> <u>14,800円</u> <u>19,700円</u> <u>19,700円</u>
多目的広場	全面を専用使用により利用する場合	午前9時から午後10時まで 午前9時から午後5時まで 午後1時から午後10時まで 午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで 午後6時から午後10時まで	<u>66,800円</u> <u>42,600円</u> <u>48,700円</u> <u>18,300円</u> <u>24,300円</u> <u>24,300円</u>
	水景施設を除く部分を専用	午前9時から午後10時まで 午前9時から午後5時まで	<u>45,400円</u> <u>29,000円</u>

	応接室	午後1時から午後5時まで 午後6時から午後10時まで 午前9時から午後10時まで 午前9時から午後5時まで 午後1時から午後10時まで 略	<u>43,200円</u> <u>43,200円</u> <u>9,000円</u> <u>6,500円</u> <u>7,400円</u>
	第1控室又は 第2控室	午後1時から午後5時まで 午後6時から午後10時まで 午前9時から午後10時まで 略	<u>3,700円</u> <u>3,700円</u> <u>4,100円</u>
	ビジネスルーム	午前9時から午後10時まで 午前9時から午後5時まで 午後1時から午後10時まで 略	<u>6,300円</u> <u>4,600円</u> <u>5,200円</u>
展示場	全面を利用する場合	午前9時から午後10時まで 午前9時から午後5時まで 午後1時から午後10時まで 午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで 午後6時から午後10時まで	<u>95,000円</u> <u>67,200円</u> <u>76,800円</u> <u>28,800円</u> <u>38,400円</u> <u>38,400円</u>
	半面を利用する場合	午前9時から午後10時まで 午前9時から午後5時まで 午後1時から午後10時まで 午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで 午後6時から午後10時まで	<u>47,500円</u> <u>33,600円</u> <u>38,400円</u> <u>14,400円</u> <u>19,200円</u> <u>19,200円</u>
多目的広場	全面を専用使用により利用する場合	午前9時から午後10時まで 午前9時から午後5時まで 午後1時から午後10時まで 午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで 午後6時から午後10時まで	<u>65,000円</u> <u>41,500円</u> <u>47,400円</u> <u>17,800円</u> <u>23,700円</u> <u>23,700円</u>
	水景施設を除く部分を専用	午前9時から午後10時まで 午前9時から午後5時まで	<u>44,200円</u> <u>28,200円</u>

	使用により利用する場合	午後1時から午後10時まで 午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで 午後6時から午後10時まで	<u>33,100円</u> <u>12,400円</u> <u>16,500円</u> <u>16,500円</u>
大型テント広場	全面を専用使用により利用する場合	午前9時から午後10時まで	<u>108,700円</u>
		午前9時から午後5時まで	<u>69,500円</u>
		午後1時から午後10時まで	<u>79,400円</u>
		午前9時から正午まで	<u>29,800円</u>
	大型テント部分を専用使用により利用する場合	午後1時から午後5時まで	<u>39,700円</u>
		午後6時から午後10時まで	<u>39,700円</u>
		午前9時から午後10時まで	<u>53,200円</u>
		午前9時から午後5時まで	<u>34,000円</u>
	芝生部分を専用使用により利用する場合	午後1時から午後10時まで	<u>38,800円</u>
		午前9時から正午まで	<u>14,600円</u>
		午後1時から午後5時まで	<u>19,400円</u>
		午後6時から午後10時まで	<u>19,400円</u>
碎石敷き部分を専用使用により利用する場合	午前9時から午後10時まで	<u>36,500円</u>	
	午前9時から午後5時まで	<u>23,300円</u>	
	午後1時から午後10時まで	<u>26,700円</u>	
	午前9時から正午まで	<u>9,900円</u>	
		午後1時から午後5時まで	<u>13,300円</u>
		午後6時から午後10時まで	<u>13,300円</u>
		午前9時から午後10時まで	<u>18,900円</u>
		午前9時から午後5時まで	<u>12,100円</u>
		午後1時から午後10時まで	<u>13,700円</u>
		午前9時から正午まで	<u>5,200円</u>
		午後1時から午後5時まで	<u>6,800円</u>
		午後6時から午後10時まで	<u>6,800円</u>
アート広場	全面を専用使用により利用する場合	午前9時から午後10時まで	<u>96,600円</u>
		午前9時から午後5時まで	<u>61,600円</u>
		午後1時から午後10時まで	<u>70,300円</u>
		午前9時から正午まで	<u>26,400円</u>
		午後1時から午後5時まで	<u>35,100円</u>
		午後6時から午後10時まで	<u>35,100円</u>

	使用により利用する場合	午後1時から午後10時まで 午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで 午後6時から午後10時まで	<u>32,200円</u> <u>12,100円</u> <u>16,100円</u> <u>16,100円</u>
大型テント広場	全面を専用使用により利用する場合	午前9時から午後10時まで	<u>105,700円</u>
		午前9時から午後5時まで	<u>67,600円</u>
		午後1時から午後10時まで	<u>77,200円</u>
		午前9時から正午まで	<u>29,000円</u>
	大型テント部分を専用使用により利用する場合	午後1時から午後5時まで	<u>38,600円</u>
		午後6時から午後10時まで	<u>38,600円</u>
		午前9時から午後10時まで	<u>51,800円</u>
		午前9時から午後5時まで	<u>33,100円</u>
	芝生部分を専用使用により利用する場合	午後1時から午後10時まで	<u>37,800円</u>
		午前9時から正午まで	<u>14,200円</u>
		午後1時から午後5時まで	<u>18,900円</u>
		午後6時から午後10時まで	<u>18,900円</u>
		午前9時から午後10時まで	<u>35,500円</u>
		午前9時から午後5時まで	<u>22,700円</u>
		午後1時から午後10時まで	<u>26,000円</u>
		午前9時から正午まで	<u>9,700円</u>
		午後1時から午後5時まで	<u>13,000円</u>
		午後6時から午後10時まで	<u>13,000円</u>
		午前9時から午後10時まで	<u>18,400円</u>
		午前9時から午後5時まで	<u>11,800円</u>
		午後1時から午後10時まで	<u>13,400円</u>
		午前9時から正午まで	<u>5,100円</u>
		午後1時から午後5時まで	<u>6,700円</u>
		午後6時から午後10時まで	<u>6,700円</u>
アート広場	全面を専用使用により利用する場合	午前9時から午後10時まで	<u>94,000円</u>
		午前9時から午後5時まで	<u>59,900円</u>
		午後1時から午後10時まで	<u>68,400円</u>
		午前9時から正午まで	<u>25,700円</u>
		午後1時から午後5時まで	<u>34,200円</u>
		午後6時から午後10時まで	<u>34,200円</u>

略

備考 略

- 2 午前9時前、正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は午後10時後の時間において利用する場合（準備又は撤去のために利用する場合を含む。）の1時間当たりの使用料

施設	区分	単 位	使用料の額
国際会議場	会議室	午前9時前、正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は午後10時後	<u>13,330円</u>
	応接室	午前9時前又は正午から午後1時まで	<u>1,150円</u>
		午後5時から午後6時まで又は午後10時後	<u>1,140円</u>
	第1控室又は第2控室	午前9時前又は正午から午後1時まで	<u>530円</u>
		午後5時から午後6時まで又は午後10時後	<u>520円</u>
ビジネスルーム	午前9時前又は正午から午後1時まで	<u>820円</u>	
		午後5時から午後6時まで又は午後10時後	<u>800円</u>
展示場	全面を利用する場合	午前9時前、正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は午後10時後	<u>11,840円</u>
	半面を利用する場合	午前9時前、正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は午後10時後	<u>5,920円</u>
多目的広場	全面を専用使用により利用する場合	午前9時前、正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は午後10時後	<u>7,400円</u>
	水景施設を除く部分を専用使用により利用する場合	午前9時前、正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は午後10時後	<u>5,040円</u>

略

備考 略

- 2 午前9時前、正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は午後10時後の時間において利用する場合（準備又は撤去のために利用する場合を含む。）の1時間当たりの使用料

施設	区分	単 位	使用料の額
国際会議場	会議室	午前9時前、正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は午後10時後	<u>12,960円</u>
	応接室	午前9時前又は正午から午後1時まで	<u>1,120円</u>
		午後5時から午後6時まで又は午後10時後	<u>1,110円</u>
	第1控室又は第2控室	午前9時前又は正午から午後1時まで	<u>520円</u>
		午後5時から午後6時まで又は午後10時後	<u>510円</u>
ビジネスルーム	午前9時前又は正午から午後1時まで	<u>800円</u>	
		午後5時から午後6時まで又は午後10時後	<u>780円</u>
展示場	全面を利用する場合	午前9時前、正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は午後10時後	<u>11,520円</u>
	半面を利用する場合	午前9時前、正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は午後10時後	<u>5,760円</u>
多目的広場	全面を専用使用により利用する場合	午前9時前、正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は午後10時後	<u>7,200円</u>
	水景施設を除く部分を専用使用により利用する場合	午前9時前、正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は午後10時後	<u>4,900円</u>

大型テント広場	全面を専用使用により利用する場合	午前9時前、正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は午後10時後	<u>11,930円</u>
	大型テント部分を専用使用により利用する場合	午前9時前、正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は午後10時後	<u>5,860円</u>
	芝生部分を専用使用により利用する場合	午前9時前、正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は午後10時後	<u>4,010円</u>
	砕石敷き部分を専用使用により利用する場合	午前9時前、正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は午後10時後	<u>2,160円</u>
アート広場	全面を専用使用により利用する場合	午前9時前、正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は午後10時後	<u>10,590円</u>

備考 略

### 3 附属設備及び器具の使用料

施設	区分	単 位	使用料の額
国際会議場	折り畳み式ステージ	1台につき半日当たり	<u>720円</u>
	略		
	音響装置	1式につき半日当たり	<u>2,570円</u>
	移動式スピーカー	1台につき半日当たり	<u>920円</u>
	マイクロホン	1本につき半日当たり	<u>510円</u>
	DLPプロジェクター装置	1式につき半日当たり	<u>3,900円</u>
	スクリーン	1式につき半日当たり	<u>510円</u>
	資料提示装置	1式につき半日当たり	<u>1,230円</u>
	サスペンションスポットライト	1列につき半日当たり	<u>410円</u>
	同時通訳装置	1式につき半日当たり	<u>14,400円</u>
	略		

大型テント広場	全面を専用使用により利用する場合	午前9時前、正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は午後10時後	<u>11,600円</u>
	大型テント部分を専用使用により利用する場合	午前9時前、正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は午後10時後	<u>5,700円</u>
	芝生部分を専用使用により利用する場合	午前9時前、正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は午後10時後	<u>3,900円</u>
	砕石敷き部分を専用使用により利用する場合	午前9時前、正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は午後10時後	<u>2,100円</u>
アート広場	全面を専用使用により利用する場合	午前9時前、正午から午後1時まで、午後5時から午後6時まで又は午後10時後	<u>10,300円</u>

備考 略

### 3 附属設備及び器具の使用料

施設	区分	単 位	使用料の額
国際会議場	折り畳み式ステージ	1台につき半日当たり	<u>700円</u>
	略		
	音響装置	1式につき半日当たり	<u>2,500円</u>
	移動式スピーカー	1台につき半日当たり	<u>900円</u>
	マイクロホン	1本につき半日当たり	<u>500円</u>
	DLPプロジェクター装置	1式につき半日当たり	<u>3,800円</u>
	スクリーン	1式につき半日当たり	<u>500円</u>
	資料提示装置	1式につき半日当たり	<u>1,200円</u>
	サスペンションスポットライト	1列につき半日当たり	<u>400円</u>
	同時通訳装置	1式につき半日当たり	<u>14,000円</u>
	略		

	映像・音声伝送システム	1式につき半日当たり	10,280円
	映像・音声伝送システム用カメラ	1台につき半日当たり	1,020円
展示場	略		
	折り畳み式ステージ	1台につき半日当たり	720円
	略		
	音響装置	1式につき半日当たり	2,570円
	移動式スピーカー	1台につき半日当たり	920円
	マイクロホン	1本につき半日当たり	510円
	液晶プロジェクター装置	1式につき半日当たり	3,900円
	スクリーン	1式につき半日当たり	510円

備考 略

4 電気特別使用料、ガス特別使用料及び水道特別使用料

区 分	単 位	使用料の額
略		
水道特別使用料	使用量1立方メートル当たり	460円

備考 略

5・6 略

別表第2（第34条の3関係）

1 情報通信交流館のその他附属設備及び器具

区 分	単 位	金 額
映写装置	1式につき1日当たり	3,080円
音響装置	1式につき1日当たり	2,050円
照明装置	1式につき1日当たり	2,050円
略		
演台	1式につき1日当たり	510円
略		

2 電気特別使用料、ガス特別使用料及び水道特別使用料

区 分	単 位	金 額
略		

	映像・音声伝送システム	1式につき半日当たり	1万円
	映像・音声伝送システム用カメラ	1台につき半日当たり	1,000円
展示場	略		
	折り畳み式ステージ	1台につき半日当たり	700円
	略		
	音響装置	1式につき半日当たり	2,500円
	移動式スピーカー	1台につき半日当たり	900円
	マイクロホン	1本につき半日当たり	500円
	液晶プロジェクター装置	1式につき半日当たり	3,800円
	スクリーン	1式につき半日当たり	500円

備考 略

4 電気特別使用料、ガス特別使用料及び水道特別使用料

区 分	単 位	使用料の額
略		
水道特別使用料	使用量1立方メートル当たり	450円

備考 略

5・6 略

別表第2（第34条の3関係）

1 情報通信交流館のその他附属設備及び器具

区 分	単 位	金 額
映写装置	1式につき1日当たり	3,000円
音響装置	1式につき1日当たり	2,000円
照明装置	1式につき1日当たり	2,000円
略		
演台	1式につき1日当たり	500円
略		

2 電気特別使用料、ガス特別使用料及び水道特別使用料

区 分	単 位	金 額
略		

水道特別使用料	使用量 1 立方メートル当たり	460円
備考 略		

水道特別使用料	使用量 1 立方メートル当たり	450円
備考 略		

第4号様式（第13条関係）

（日本工業規格A列4番）

情報通信交流館利用申込書			年 月 日
香川県知事 殿	申込者 住所 氏名	（団体にあっては、その名称及び代表者の氏名）	
	電話番号（ ）	—	
次のとおり情報通信交流館を利用したいので申し込みます。			
催物等の名称			
利用の目的 （催物等の内容）			
利用期間	年 月 日 時から	年 月 日 時まで	
内	準備期間	年 月 日 時から	年 月 日 時まで
	開催期間	年 月 日 時から	年 月 日 時まで
訳	撤去期間	年 月 日 時から	年 月 日 時まで
入場予定者数	延 人、1日最大 人（月 日）、最少 人（月 日）		
※利用施設	研修室	大研修室、 中研修室、 小研修室	
	多目的ホール	多目的ホール	
	スタジオ	スタジオ	
	スタジオサロン	スタジオサロン	
	ブロードバンド編集工房	映像編集装置、 音響編集装置	
※附属設備及び器具の使用	有 ・ 無	（品目、数量、利用日及び利用時間）	
※電気特別使用	有 ・ 無	（器具名称、台数、合計定格消費電力及び使用時間）	
担 当 者	所属 連絡先 電話（ ）	役職	氏名 FAX（ ） —

備考 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。

第4号様式（第13条関係）

（日本工業規格A列4番）

情報通信交流館利用申込書			年 月 日
香川県知事 殿	申込者 住所 氏名	（団体にあっては、その名称及び代表者の氏名）	
	電話番号（ ）	—	
次のとおり情報通信交流館を利用したいので申し込みます。			
催物等の名称			
利用の目的 （催物等の内容）			
利用期間	年 月 日 時から	年 月 日 時まで	
内	準備期間	年 月 日 時から	年 月 日 時まで
	開催期間	年 月 日 時から	年 月 日 時まで
訳	撤去期間	年 月 日 時から	年 月 日 時まで
入場予定者数	延 人、1日最大 人（月 日）、最少 人（月 日）		
※利用施設	研修室	大研修室、 小研修室A、 小研修室B	
	多目的ホール	多目的ホール	
	スタジオ	スタジオ	
	スタジオサロン	スタジオサロン	
	ブロードバンド編集工房	コンピュータグラフィックス合成装置、 映像編集装置、 音響編集装置	
※附属設備及び器具の使用	有 ・ 無	（品目、数量、利用日及び利用時間）	
※電気特別使用	有 ・ 無	（器具名称、台数、合計定格消費電力及び使用時間）	
担 当 者	所属 連絡先 電話（ ）	役職	氏名 FAX（ ） —

備考 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。



第5号様式 (第14条関係)

(日本工業規格A列4番)

情報通信交流館利用変更申込書			年 月 日	
香川県知事	殿	申込者 住所 氏名 (団体にあつては、その 名称及び代表者の氏名) 電話番号( ) -		
年 月 日付けで承認のあつた情報通信交流館の利用について、次のとおり変更したいので申し込みます。				
変更の理由				
変 更 後 の 内 容	催物等の名称			
	利用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
	内	準備期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
		開催期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
		撤去期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
	入場予定者数	延 人、1日最大 人(月日)、最少 人(月日)		
※利用施設	研修室	大研修室、 <u>中研修室</u> 、 <u>小研修室</u>		
	多目的ホール	多目的ホール		
	スタジオ	スタジオ		
	スタジオサロン	スタジオサロン		
	ブロードバンド編集工房	映像編集装置、 音響編集装置		
※附属設備及び器具の使用	有 ・ 無	(品目、数量、利用日及び利用時間)		
※電気特別使用	有 ・ 無	(器具名称、台数、合計定格消費電力及び使用時間)		
担 当 者	所属 役職 氏名 連絡先 電話( ) - FAX( ) -			

備考 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。

第5号様式 (第14条関係)

(日本工業規格A列4番)

情報通信交流館利用変更申込書			年 月 日	
香川県知事	殿	申込者 住所 氏名 (団体にあつては、その 名称及び代表者の氏名) 電話番号( ) -		
年 月 日付けで承認のあつた情報通信交流館の利用について、次のとおり変更したいので申し込みます。				
変更の理由				
変 更 後 の 内 容	催物等の名称			
	利用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
	内	準備期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
		開催期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
		撤去期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで	
	入場予定者数	延 人、1日最大 人(月日)、最少 人(月日)		
※利用施設	研修室	大研修室、 <u>小研修室A</u> 、 <u>小研修室B</u>		
	多目的ホール	多目的ホール		
	スタジオ	スタジオ		
	スタジオサロン	スタジオサロン		
	ブロードバンド編集工房	<u>コンピュータグラフィックス合成装置</u> 、 映像編集装置、 音響編集装置		
※附属設備及び器具の使用	有 ・ 無	(品目、数量、利用日及び利用時間)		
※電気特別使用	有 ・ 無	(器具名称、台数、合計定格消費電力及び使用時間)		
担 当 者	所属 役職 氏名 連絡先 電話( ) - FAX( ) -			

備考 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。

第6号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

情報通信交流館利用中止届				
年 月 日				
香川県知事 殿				
届出者 住 所				
氏 名				
（団体にあっては、その 名称及び代表者の氏名）				
電話番号（ ） -				
年 月 日付けで承認のあった情報通信交流館の利用について、次のとおり中止したいので届け出ます。				
承認 済 の 内 容	催物等の名称			
	利用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
	※利用施設	研 修 室	大研修室、 <u>中研修室</u> 、 <u>小研修室</u>	
		多目的ホール	多目的ホール	
		ス タ ジ オ	スタジオ	
		スタジオサロン	スタジオサロン	
ブロードバンド 編 集 工 房	映像編集装置、 音響編集装置			
中止の理由				
その他参考 となる事項				

備考 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。

第6号様式（第15条関係）

（日本工業規格A列4番）

情報通信交流館利用中止届				
年 月 日				
香川県知事 殿				
届出者 住 所				
氏 名				
（団体にあっては、その 名称及び代表者の氏名）				
電話番号（ ） -				
年 月 日付けで承認のあった情報通信交流館の利用について、次のとおり中止したいので届け出ます。				
承認 済 の 内 容	催物等の名称			
	利用期間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで		
	※利用施設	研 修 室	大研修室、 <u>小研修室A</u> 、 <u>小研修室B</u>	
		多目的ホール	多目的ホール	
		ス タ ジ オ	スタジオ	
		スタジオサロン	スタジオサロン	
ブロードバンド 編 集 工 房	<u>コンピュータグラフィックス合成装置</u> 、 映像編集装置、 音響編集装置			
中止の理由				
その他参考 となる事項				

備考 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。